

職業安定分科会雇用保険部会(第141回)	資料2 - 2
令和2年6月12日	

雇用保険法施行令の一部を改正する政令案 概要

雇用保険法施行令の一部を改正する政令案 概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年6月12日成立。以下「臨時特例法」という。）の施行に伴い、雇用保険法施行令（昭和50年政令第25号）において、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）附則第14条の2第2項において国庫が負担するものとする額について、その算定方法を定める。

2. 政令案の概要

- 法附則第14条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、令和2年度及び令和3年度の各年度において、次に掲げる事業の区分に応じて次に定める額を合計した額とする。
 - ① 臨時特例法第4条に規定する事業 当該年度において中小事業主が休業させた者に支給された新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（以下「休業支援金」という。）について、当該休業支援金の支給を受けた者ごとに当該休業支援金の1日当たりの支給の額から基準額（法第17条第4項第2号ロに定める額（その額が法第18条第1項の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に当該支給の対象となった日数を乗じて得た額を合算した額
 - ② ①に掲げる事業を実施する期間において実施する法第62条第1項第1号に掲げる事業 当該年度において中小事業主が受けた当該事業による助成（休業に係る助成その他の厚生労働省令で定める助成であって、休業支援金の対象となる期間に係るものに限る。）について、当該助成を受けた中小事業主ごとに当該助成の額の算定の基礎となった被保険者1人1日当たりの助成の額から基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に当該助成の対象となった日数を乗じて得た額を合算した額
 - ③ ①に掲げる事業を実施する期間において実施する法第62条第1項第6号に掲げる事業（法附則第14条の2第2項に規定するものに限る。） 当該年度において中小事業主が受けた当該事業による助成（休業支援金の対象となる期間に係るものに限る。）について、当該助成を受けた中小事業主ごとに当該助成の額の算定の基礎となった被保険者各人の1日当たりの助成の額から基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に当該被保険者に係る助成の対象となった日数を乗じて得た額を合計した額を合算した額
- この政令における中小事業主とは、その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。

3. 施行期日等

公布日 臨時特例法の公布の日

施行期日 公布の日